

青森県環境影響評価審査会の意見

(むつ小川原港洋上風力発電事業環境影響評価方法書)

- 1 対象事業実施区域周辺には、住居等が多数存在しており、施設の稼働に伴う騒音（超低周波音を含む。）及び風車の影が生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。
- 2 杭打工事等に伴い発生する水中音により、海域に生息する動物（海棲哺乳類及び魚類）に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。
- 3 春季におけるコウモリ類の音声モニタリング調査について、県内では4月に飛来が確認されている例があることから、専門家の意見を聴くなどにより、適切な調査時期及び期間を設定すること。
- 4 対象事業実施区域及びその周辺では、オジロワシ、オオワシ及びチュウヒの生息が確認されており、施設の稼働により、これらの鳥類にバードストライク等の影響を及ぼすおそれがあることから、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。
- 5 鳥類は、日中と同程度に夜間活動が行われており、ハクチョウ・ガン類の夜間の大規模渡りやシギ・チドリ類の夜間渡り及び夜間採餌が行われている可能性があることから、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。
- 6 計画されている風力発電設備は、規模が大きく、主要な眺望点からの眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、現地調査により各眺望点からの眺望の特性等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行うこと。